

## 令和 2 年度 粕屋町監査計画

地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和 2 年 4 月 1 日施行の粕屋町監査基準に従い監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、粕屋町監査基準第 7 条の規定により、下記のとおり監査計画を定める。

### 1. 監査等の基本方針

監査等の執行にあたっては、町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。また、公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて実施する。

### 2. 監査等の種類

#### (1) 監査

##### ①定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正及び合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

##### ②随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

監査委員が必要であると認めたときは、定期監査に準じて実施する。

##### ③行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査委員が必要であると認めたときは、特定の事項を選定し、合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行われているかを主眼として実施する。

##### ④財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

町が財政的援助を行っている団体等について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(2) 検査

①例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

原則として、毎月 21 日に各会計の現金の出納について、諸帳簿と関係書類の計数の正確性を検証するとともに、現金の在高及び保管状況を検査する。

(3) 審査

①決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

決算書及び関係書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

②基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。

③健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類の適正性を確認し、これらの比率がその書類に基づいて適正に算出されているかを審査する。

3. 監査等の実施要領

監査対象課等においては、監査委員があらかじめ提出を求める資料を作成し、定められた期限までに監査委員事務局に提出するものとする。

監査委員は提出された資料等を確認した後、所定の監査期日に監査を行う。

監査は、関係書類等の確認及び担当職員への聴取により行う。また、必要に応じて現地調査を行う。

本年度の監査等は、別表に定める監査実施計画に基づき実施するものとし、監査等における着眼点（重点項目）は以下のとおりとする。

①事業等は、関係法令を遵守して適正に執行されているか。

②予算の執行は計画的かつ効率的に行われ、違法、不当及び不経済な支出はないか。

③事業等は、前例踏襲ではなく必要性を十分検討されているか。

④機構及び組織は、社会・経済情勢の変化及び行政需要に適合し、十分に機

能しているか。

⑤財政援助団体等については、適正な会計帳簿類を整備し、目的に合った支出をしているか。

⑥過去の監査における指摘事項については、適切に改善措置が実施されているか。

#### 4. 監査結果の報告並びに公表

監査等が終了したときは、速やかに結果に関する報告を決定し、町長等へ提出した後、公表する。

監査結果の報告において、何らかの措置を求めた場合に、町長等より措置を講じた旨の報告があった場合は、これを公表する。